
 記 事

例会記録

日本医史学会 3月例会 平成26年3月22日(土)
順天堂大学医学部センチュリータワー16階北フロア

1. 医学教育カリキュラムにみる“ドイツ医学”
“アメリカ医学”の変容
——近代日本医学の通奏(執拗)低音——
逢見憲一
2. ゼンネルトと臨床医学の歴史 坂井建雄

日本医史学会 4月例会 平成26年4月26日(土)
順天堂大学医学部センチュリータワー16階北フロア

1. 三宅建治『日本居家秘用』(1737)と徳川吉宗の
医療・教育政策 平尾真智子
2. 池田文書からみた明治天皇皇子女夭折問題
深瀬泰旦

例会抄録

明代の太医院組織と『御製本草品彙精要』の 編纂について

土屋 悠子

本発表では、明朝の太医院という中央医療行政組織について、その組織構造と業務内容及び諸司との関係をまとめ、明朝唯一の勅撰官修薬典である『御製本草品彙精要』の編纂開始と完成、ならびにその後を検討した。

太医院は医事行政と医育行政を担当し、明朝においては主管を正五品の院使とし、次官に正六品の院判、侍医を勤める正八品の御医・良医正、副官として従八品の良医副、事務官として従九品の吏目、教授として医学正科・典科・訓科、薬剤管理官として生薬庫大使・副使・惠民薬局大使・副使などの医官で構成されていた。

医事行政には、皇帝・皇室の治病及び産児調節、儲君の安寧管理等がある。特に皇帝治病の際は進薬が主となり、細かい手順と手続きが定められていた。本院官(院使・院判・御医)が皇帝の御脈を診視し、その診脈による脈象を合議し、

その結果に基づいて内局(御薬局)において内臣(御薬局太監)と共に薬材を選ぶ。その薬材は題箋にその薬材名を連ねて封記し、皇帝に差し出す奏本に本来の方剤の薬性や証治の方法を書き写す。医官と内臣は共にその奏本に自身の名を記して進呈するが、別に記録簿を設けておき、奏本は中書省の印で割印し、進薬の際には記録簿にも年月日を記しておいて、後の参考に供するようにしておく。その記録簿は内臣が保管しておく。御薬を製造する際には、この薬材の調製を本院官と内臣が共に監視し、過ちがないようにする。二服を作るごとに合わせて一服とし、それが熟成するのをまって分けて二つの器に入れ、その一つを毒味する。毒味の際には、御医が先ず一口嘗めて異常がないかを判断し、その次に院判、内臣と試薬をして異常がなければ進薬する。

医育行政には、太医院医術13科における教授・